

# Collaborative Innovation Partnership (CIP)制度(技術研究組合制度)の 活用促進に向けた取組について

令和元年 12 月  
経済産業省 産業技術環境局  
技術振興・大学連携推進課

## 1. 背景

技術研究組合は、企業と企業、大学、独法等が協同して試験研究をおこなうことにより、単独では解決出来ない課題を克服し、技術の実用化を図るために、主務大臣の認可により設立される法人です。

技術研究組合制度は、平成 21 年には鉱工業技術研究組合制度(昭和 36 年創設)が改正され、研究開発を伴う合併事業をはじめ、研究開発終了後に会社化して研究成果の円滑な事業化をすることが可能となりました。

さらに、この技術研究組合制度の改正から約 10 年が経ち、未来投資会議や産業構造審議会においては、オープンイノベーションのための研究開発の外部連携の推進や、それに向けた技術研究組合など外部連携組織の利用拡大が必要である旨の指摘がなされています。

## 2. 技術研究組合制度の運用・制度改正について(「CIP」の普及・促進に向けて)

こうした動きを踏まえ、外部連携促進に向けた技術研究組合の活用における課題を抽出し、制度の運用・制度改正に取り組んでおり、本取組の方向性については、令和元年 11 月 25 日開催の未来投資戦略会議構造改革徹底推進会合において議論されております。(提出資料添付)

その一環として、「技術研究組合」の名称について、呼称「Collaborative Innovation Partnership (CIP)」を策定し、オープンイノベーション推進のためのビークルとしての普及活動を引き続き行ってまいります。